(5) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和2年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改	正	後		改	正	前
(手数料の)徴収)			(手数彩	∤の徴収)		
第2条 次	ての各号に掲げる事務に	こついては、F	申請その他の行為によ	第2条	次の各号に掲げる	る事務については	は、申請その他の行為によ

り当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて 別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収す る。

(1)~(222) 略

(223) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項 の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予防す るために行うもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める 額

ア 結核 1件につき240円

イ ブルセラ症 1件につき240円

ウ 家きんサルモネラ症(ひな白痢) 1件につき43円

工略

オ 鳥マイコプラズマ症 1件につき43円

力 略

キ 牛ウイルス性下痢 1件につき700円

 $(224) \sim (328)$ 略

り当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて 別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収す る。

(1)~(222) 略

(223) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項 の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予防す るために行うもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める 額

ア <u>結核病</u> 1件につき240円

イ ブルセラ病 1件につき240円

ウ 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢) 1件につき43円

工略

オ マイコプラズマ病 1件につき43円

力 略

キ 牛ウイルス性下痢・粘膜病 1件につき700円

 $(224) \sim (328)$ 略

2 略	2 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。